

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成14年12月24日付け14千総秘第52号により通知した「（1）平成14年8月～10月の交際費支出確認書（2）平成14年8月～10月の前渡資金整理簿」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「原処分」という。）は、平成16年2月18日付け千総秘第87号によりなお不開示とされた情報の不開示事由該当性の判断において妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成14年12月11日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「02年の8月～10月に支出した市長交際費の支出金調書・現金出納簿またはこれに類する文書①交際費支出確認書②前渡資金整理簿」の開示を請求した。

2 部分開示決定

実施機関は、本件公文書について、条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務事業執行情報）に該当する情報が記録されているとして、次に掲げる情報が記録されている部分を不開示とする部分開示決定を行い、その旨を平成14年12月24日付け14千総秘第52号により異議申立人に通知した。

- （1）交際の相手方たる個人の氏名及び肩書き（当該個人が識別され得るものに限る。）。ただし、支出目的が生花であって香典を伴わないときを除く。
- （2）相手方たる個人の氏名、相手方たる団体の名称、その他の相手方を識別することができる情報。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 支出目的が祝金であるもののうち、全国大会へ出場した団体であるとき。

- イ 支出目的が献花料で、相手方が国等の機関に準ずる団体であるもの。
- ウ 支出目的が生花であるとき。(同時に香典が支出されているものを除く。)
- エ 支出目的が掲載・購読料であるとき。

3 異議申立て

異議申立人は、原処分を不服として、平成15年2月20日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成15年3月24日付け14千総秘第61号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書（予備的申立てを含む。）及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 交際の相手方の氏名について

市長交際費は税金を原資としているのであるから、相手方の氏名は「個人に関する情報」ではないとの基本的考え方を持つべきである。

(2) 死亡叙勲、市政功労者への新盆見舞い及び市政協力者の葬儀への香典・生花について

これらの支出内容に係る個人情報、公開しても社会通念上故人または遺族のプライバシーを侵害するおそれはないし、「慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている」(条例 7 条第 2 号但し書きア) ものとして公開されるべきである。故人または遺族にとってはむしろ公開されたほうが榮譽のはずである。

また、市政功労者にランク付けはないことからすれば、新盆見舞いを故人となった市政功労者の全員に出さないのは裁量権の濫用であり到底適正な交際事務の遂行には当たらない。

(3) 自治会等との懇親会会費・敬老会会費について

これらの会費に係る相手方にとって公開されないことによる利益はないし、公開されることによって信頼関係・友好関係を損なう理由はどこにもない。市長が一部又は特定の自治会等との交際を陰で行うことは市民から付託された市政に公平を欠くものであり「事業又は事務の適正な遂行」とはいえない。

また、会費には市長又は助役等が構成員になっている団体で、相手方が一方的に金額を決めるかあるいは決められているもの(交際の相手方及びその内容が不特定のものに知られ得る状態でなされている交際)は例外的に公開されるべきものとされておることから、懇親会会費の具体的類型を明らかにし、かかる類型には当たらないものであることが判るところまで内容を公開する必要がある

さらに、【自治会、町内会等】との懇親会等、【千葉市議の後援会】役員会会費、【市議会某会派】との懇親会会費は、「相手を識別できる情報」ないしは「事務又は事業の適正な遂行」にはあたらないものであり、これらの括弧内(【 】)の情報をも非開示とするのは条例の拡大解釈、悪用であり違法かつ不当といわざるを得ない。

第 4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 死亡叙勲、市政功労者への新盆見舞い及び市政協力者の葬儀への香典・生花について

交際の相手方である個人が識別され得る情報であって、未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていない(条例第 7 条第 2 号)。

また、市政功労者への新盆見舞いについては、対象者全員に交際費を支出しているものではなく、また、支出金額が交際の相手方により異なるなど、市とのかかわりの程度等を考慮し、市長の裁量によりその内容に差異を設けていることから、これらが公開され、その差異を

知られることにより、交際の位置付けが明らかとなり、不満、不快、不信の念を抱かれるなど、交際相手と市との信頼関係ないし友好関係が損なわれるおそれがあり、その結果、交際事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる（条例第7条第6号）。

2 自治会等との懇親会会費・敬老会会費について

懇親会会費・敬老会会費・役員会会費は、相手方からの出席依頼があったとしても、全ての会に出席しているものではなく、これらが公開されることにより、不満、不快、不信の念を交際の相手方のみならず他の会にも抱かせることが容易に予想され、交際の相手方との信頼関係ないし友好関係も損なわれるおそれがあり、その結果、当該又は将来の交際事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある（条例第7条第6号該当）。

また、これらに関する情報のうち個人名については、交際の相手方である個人が識別され得る情報であって、未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていない（条例第7条第2号該当）。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、市長交際費の支出年月日、支出内容、「会費・慶弔費・餞別・見舞い・接遇費・その他」の支出区分及び前渡された資金の受領額、支出額及び残額等が記載されている公文書である。諮問された時点において原処分で不開示としていた情報は、これらの記載された事項のうちの支出内容である。

ただし、実施機関は、諮問後、原処分において不開示とされた情報のうち次に掲げるものを開示することとする決定（以下「部分撤回」という。）を平成16年2月18日付け15千総秘第87号により行い異議申立人に通知し、その旨を同月19日付け15千総秘第88号により本審査会に通知した。

「1 新たに開示する部分

開示しないこととした部分のうち、次に掲げる情報以外の情報
(1) 個人の氏名及び個人の特定を可能にする肩書き。ただし、

死亡叙勲及び当選祝いに係るものを除く。

(2) 公選の職にある者又はあった者の氏名及びその肩書き。ただし当選祝いに係るもの及び会費に係る肩書きを除く。」

よって、異議申立人の主張のうち死亡叙勲者並びに自治会及び町内会等の懇親会費・敬老会費については、部分撤回により開示されたので、以下では検討しない。

したがって、審査対象となるのは、本件公文書において部分撤回後もなお不開示とされた情報となる。

2 市長交際費に係る開示の基準について

市長交際費に係る開示の基準については、本審査会答申第14号(平成12年4月21日・千葉市の情報公開(情報公開制度の運用状況報告書)平成12年度70頁)にて示したところである。当該答申は現行の千葉市情報公開条例による改正前の千葉市情報公開条例(平成6年千葉市条例第22号)第9条第2号(個人情報)及び第6号(事務事業執行情報)の解釈に係るものであるが、現行の条例第7条第2号(個人情報)及び第6号(事務事業執行情報)の解釈としても相当である(本審査会答申第18号(平成15年9月11日)参照)。

3 原処分の理由付記について

条例第11条の規定による開示決定等には、千葉市行政手続条例(平成7年千葉市条例第40号)第8条の規定によりその理由を書面で示さなければならない。そして、当該理由は、開示請求者において、条例第7条各号に定める不開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない(最高裁第一小法廷平成4年12月10日判決・判例時報1453号116頁以下・117頁)。

実施機関は会の名称等を不開示とした理由に条例第7条第6号(事務事業執行情報)を援用しているところ、市長の交際事務は同号アからオまでの規定に掲げる事務のいずれにも該当しないことから、当該最高裁判決を踏まえると、開示決定等に付記する同号を根拠とした理由は答申第14号(前掲80頁以下)が示した支出内容等の類型のいずれに該当するかを開示請求者が了知できるものでなければならないと解するのが相当である。

しかるに、原処分に付記された理由は、答申第14号における本審査会の判断の総論部分の文言を引用したにすぎない。

以上より、原処分は、その理由付記が十分とはいえないから、違法である。

しかしながら、実施機関の部分撤回により、原処分において条例第7条第6号に該当するとして不開示とされた情報のほとんどが開示されている。また、なおも不開示とされた唯一の類型である「公選の職にある者又はあった者の氏名及びその肩書き」について部分撤回に付記された理由は、「実施機関が交際の相手方との関係を斟酌して支出の要否及び支出額の多寡を判断している事務事業執行情報である」というものであるから、理由付記として十分特定されている。

以上の事実関係を踏まえると、原処分を取り消す実益はもはやなく、原処分の理由付記に係る瑕疵は治癒したものと解される。

4 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

（1）実施機関が不開示とした情報について

実施機関が本号に該当するとして部分撤回後もなお不開示とした情報は、個人の氏名及び個人の特定を可能にする肩書（死亡叙勲及び当選祝いに係るものを除く。）である。

（2）本号の趣旨及び解釈

条例第7条第2号に定める「個人に関する情報」は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有するすべての情報を意味すると解される。

なお、同条第3号が「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と異なる類型の情報として不開示情報を規定していることに照らせば、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示情報が規定されていると解するのが相当である（最高裁第三小法廷平成15年11月11日判決・判例時報1842号31頁以下・34頁）。

（3）本号該当性について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、全て特定の個人を識別することができるものであり（2）で示した当該法人等の行為そのものと評価される行為に関するものはなかったから、本号本文に該当する。

なお、市政功労者への新盆見舞い及び市政協力者への香典に係る交際の相手方の氏名の条例第7条第2号ただし書ア該当性について、異議申立人が主張しているので、検討する。

実施機関は、交際の相手方である個人が識別され得る情報であって、未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていないものであり開示できない、と主張する。

条例第7条第2号ただし書アに定める慣行は千葉市長の市長交際費について成立していることが必要であるところ、故人に関する支出は生花（密葬等の特別な事情が存在しないときに限る。）を除き不開示が相当と答申第14号は判断しており（前掲71頁）、また、異議申立人からは当該慣行が成立していることの立証はなかった。

したがって、市政功労者への新盆見舞い及び市政協力者への香典に係る交際の相手方の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

以上より、実施機関の判断は、妥当である。

5 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

（1）実施機関が不開示とした情報について

実施機関が本号に該当するとして部分撤回後もなお不開示とした情報は、公選の職にある者又はあった者の氏名及びその肩書（当選祝いに係るもの及び会費に係る肩書きを除く。）である。

（2）本号該当性について

異議申立人は、市長交際費の支出に際しての市長の裁量権を否定するつもりはなく、適切な裁量であればその内容、対象が公開されてしかるべきであり、適正な交際事務の遂行であれば公開されて何らの問題もないはずである、と主張する。

交際事務は、相手方との間の信頼関係又は友好関係の維持増進を目的として行われるものである。相手方の氏名や内容等が逐一公開されることとなれば、相手方に不満又は不快の念を抱かせ、又は他と比較して不満や不快の念を抱く者が出ることが予想され、さらに、市においてもこれらの事態が生ずることを懸念して、必要な市長交際費の支出を差し控え、又はその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、以って市の裁量はその意に反して制約される結果となる。したがって、市長交際費の支出の相手方を開示することは、交際事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえる（答申第14号・前掲78頁及び79頁）。

したがって、異議申立人の主張は、採用できない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成 15 年 3 月 24 日	実施機関から諮問書を受理
平成 15 年 4 月 15 日	審議（第 57 回審査会）
平成 15 年 5 月 6 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 15 年 6 月 18 日	異議申立人から意見書を受理
平成 15 年 12 月 25 日	審議（第 65 回審査会）
平成 16 年 1 月 30 日	審議（第 66 回審査会）
平成 16 年 3 月 26 日	審議（第 67 回審査会）
平成 16 年 4 月 20 日	審議（第 68 回審査会）
平成 16 年 5 月 24 日	審議（第 69 回審査会）
平成 16 年 6 月 28 日	審議（第 70 回審査会）